

ID: 1559

担当部署: 産業観光課

処分の概要	農地利用集積円滑化事業規程の承認		
法令名 根拠条項	農業経営基盤強化促進法 第11条の9第1項		
法令番号	昭和55年法律第65号		
<p><b>【基準】</b></p> <p>法第11条の9第1項及び第3項の規定による。 (農地利用集積円滑化事業規程)</p> <p>第11条の9 第4条第3項各号に掲げる者(市町村を除く。)は、第6条第6項の同意を得た市町村(以下「同意市町村」という。)の区域(市街化区域を除く。)の全部又は一部を事業実施地域として農地利用集積円滑化事業の全部又は一部を行おうとするときは、農林水産省令で定めるところにより、農地利用集積円滑化事業の実施に関する規程(以下「農地利用集積円滑化事業規程」という。)を定め、同意市町村の承認を受けなければならない。</p> <p>2 略</p> <p>3 同意市町村は、農地利用集積円滑化事業規程の内容が、次に掲げる要件に該当するものであるときは、第1項の承認をするものとする。</p> <p>(1) 基本構想に適合するものであること。</p> <p>(2) 事業実施地域の全部又は一部が既に農地利用集積円滑化事業を行つている者の事業実施地域と重複することにより当該重複する地域における農用地の利用の集積を図る上で支障が生ずるものでないこと。</p> <p>(3) 第12条第1項の認定を受けた者が当該認定に係る農業経営改善計画に従つて行う農業経営の改善に資するよう農地利用集積円滑化事業を実施すると認められること。</p> <p>(4) その他農林水産省令で定める基準に適合するものであること。</p>			
標準処理期間	30日		
備考			
設定年月日	平成22年4月1日	最終変更年月日	年 月 日